

建築物の解体等に係る石綿対策のマニュアルを改訂しました ～環境省と連携 作業者のばく露防止と大気中への飛散漏えい防止に対応～

厚生労働省及び環境省では、このたび「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を公表しましたのでお知らせします。

厚生労働省においては従前より、平成26年に制定された「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の運用上の留意事項を示すことを目的とした「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（最終改正：平成30年3月）を作成し、建築物の解体等における適切な作業方法等の周知を図ってきたところです。

石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想されています。現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実を図ることを目的として、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を令和2年7月に改正しました。また、大気中への石綿の飛散防止に係る規制強化を内容とした大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月に成立・公布され、両法令とも一部の規定を除き令和3年4月1日に施行されます。

本マニュアルは、建築物の解体等の工事に伴う作業員への石綿ばく露防止、及び大気中への対策について、解体等を行う事業者の理解を促進し、両法令に基づく措置の徹底を図る観点から、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正内容を反映し、今般とりまとめたものです。

■改訂のポイント

1. 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正で新たに加わった規制を追記
 - ・ 事前調査方法の明確化
 - ・ 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去方法、完了確認方法 等
2. 技術的知見の追記
 - ・ グローブバック工法（※）、負圧隔離養生を解除する際の措置 等
 - ※グローブバッグ工法とは、除去する石綿保温材周辺をビニール製の袋に腕の挿入口のある製品で部分隔離する工法。
 - ・ 大気汚染防止法に基づくマニュアルとの統合により、大気中への石綿飛散防止に係る事項を追記

添付資料 建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省、環境省）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html（※環境省ホームページ）